プログラム使用契約書（2016年2月以降締結用）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という）と、石岡 恒憲（以下「乙」という）とは、乙の保有する本プログラム（第１条に定義する）の甲による使用につき以下の通り合意し、本契約を締結する。

第１条（本プログラム）

本契約において乙が甲に提供する本プログラムは、以下に定めるものとする。本プログラムの提供方法は乙が別途指定する。

・ Jess 1.0 Windows版

２．本プログラム提供に関して、乙の予め指定する方法での受け渡しであれば無償とするが、甲がこれ以外の方法での提供を求めた場合、乙は甲に対してプログラム送付に関する実費を請求することがあるものとし、甲はこれを承諾する。

第２条（権利）

本プログラムに関する著作権等の権利は、乙、乙の所属組織、またはこれらのライセンサーに帰属する。

第３条（利用許諾の範囲）

甲は本プログラムを甲自身のためにのみ使用することができるものとする。本契約において本プログラムを利用する者の範囲は、甲および甲と同一組織（研究室、グループ、プロジェクト等の名称を問わない）に所属するものとする。

２．甲は本プログラムを、前項に定める研究グループ以外の者に開示、提供または再配布してはならない。甲が前項に定める組織以外で共同して使用する者（以下「共同使用者」という）が本プログラムの使用を希望する場合、共同使用者または共同使用者が属する組織の代表者は乙と本契約を新たに締結しなければならない。

第４条（研究発表）

甲は、研究成果の発表を行う場合、研究成果が乙から提供を受けた本プログラムを利用したものであることを、第三者が明確にわかる形で表示をしなければならない。

２．甲は、研究成果に第三者の権利（著作権、商標権その他の知的財産権、名誉、プライバシー、信用等を含むがこれに限られない）を侵害する記述をしてはならない。

第５条（研究成果の権利）

甲による研究成果にかかる権利は甲に帰属する。

第６条（期間）

本契約は締結日から１年間有効とする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方から解約の意思表示がない場合、さらに自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２．本契約終了後も第５条、第７条から第８条および第９条第１項の規定は有効に存続する。

第７条（免責）

本プログラムは現状有姿で提供されるものであり、乙は本プログラムにエラー、バグ等の瑕疵がないこと、本プログラムにコンピュータウィルス等の有害情報が含まれないこと、および本プログラムの適法性、完全性、有用性、信頼性、非侵害性および特定目的への適合性等を含め一切の保証をしない。

２．前項のほか、乙は甲に対し、甲による本プログラムの使用、研究成果の発表等に起因して甲が被った損害につき一切責任を負わない。

第８条（本契約違反等）

甲が本契約に違反したことによって乙に損害が発生した場合、甲はその一切（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

２．甲による第３条の本プログラム利用、第４条の研究発表または前項の本契約違反に起因して第三者から問い合わせ、クレーム、紛争等（以下「問い合わせ等」という）が発生した場合、甲は自らの費用と責任で当該問い合わせ等を解決するものとし、当該問い合わせ等に起因して乙に損害が発生した場合はその一切（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

第９条（その他）

本契約の準拠法は日本法とする。本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

２．本契約に規定のない事項または本契約の条項に関して疑義が生じたときは、甲乙は信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し解決する。

以上、本契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各１通を保有する。

20　　 年 　　月 　　日

甲：

乙：　独立行政法人 大学入試センター 研究開発部 教授　石岡 恒憲

（以下余白）